

教生学第86号
平成30年4月25日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 齊藤 順二

「北海道自転車条例」の周知について(通知)

このことについて、北海道総合政策部地域創生局地域戦略課長から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

ついては、別添写しを参考にするなどして、児童生徒等の自転車の安全利用に努めるようお願いします。

なお、条例の概要等は北海道のホームページに掲載していることを申し添えます。

(生徒指導・学校安全グループ)

(写)

地 戦 第 7 5 号

平成30年4月20日

教育庁学校教育局参事 様

総合政策部地域創生局地域戦略課長

「北海道自転車条例」の周知について（依頼）

本年4月1日に施行された「北海道自転車条例」は、自転車の活用と安全な利用を推進し、環境への負荷の低減と道民の健康増進、観光振興に寄与すること等を目的としており、自転車利用者の責務として、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入などを推進することとしています。

道としては、本条例の推進に向けて、様々な媒体や機会を通じ、広く道民の皆様に条例の周知を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、本条例の制定について、各学校に周知いただき、別添チラシ（表・裏両面）を学校内に掲示・配布するなど、児童・生徒等の自転車の安全利用に活用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、条例の概要や別添チラシデータは北海道のホームページに掲載していることを申し添えます。

【担当・問合せ先】

北海道庁 総合政策部

地域創生局 地域戦略課

TEL：011-204-5148

FAX：011-232-1053

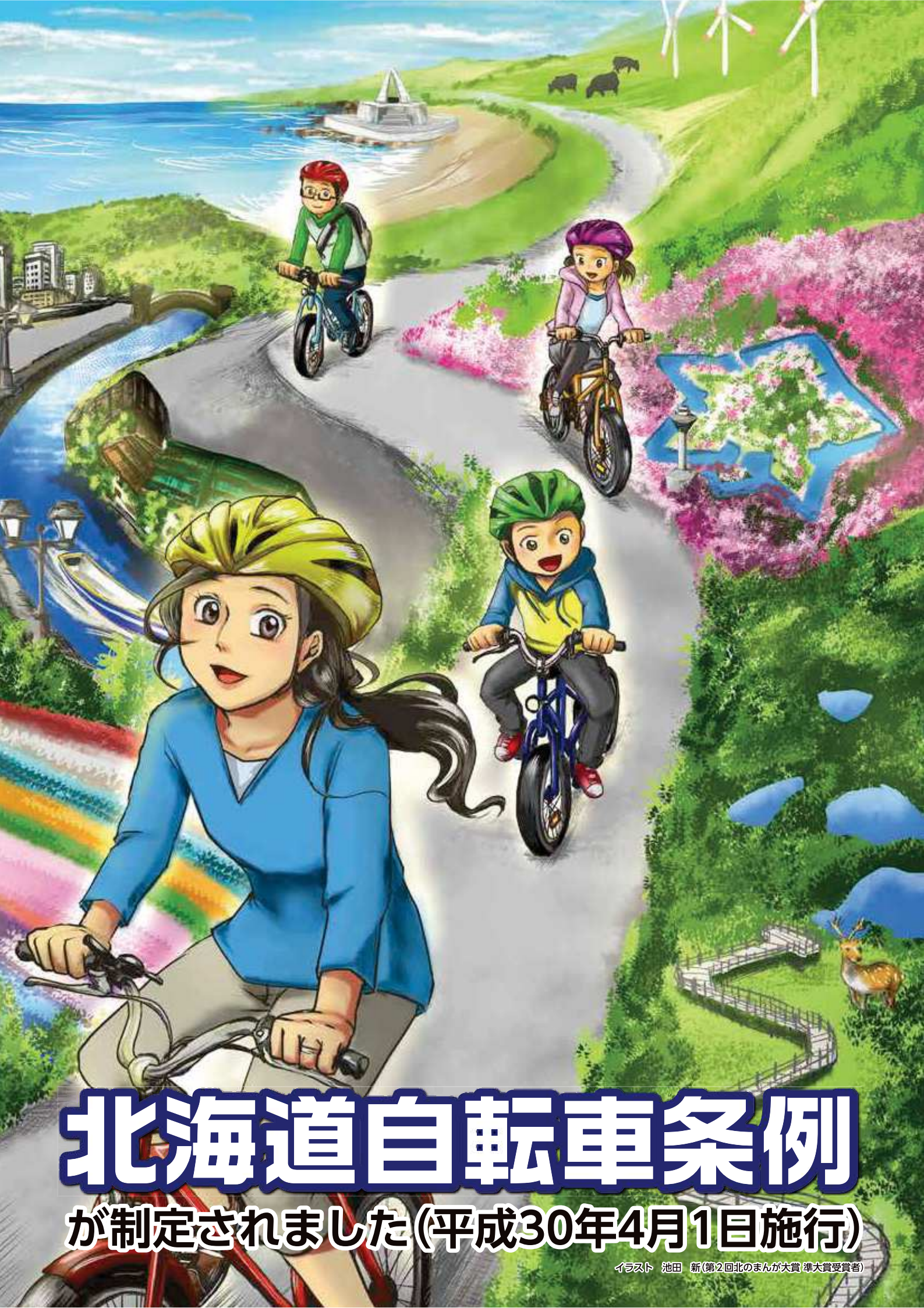
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎4階

※ 詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。

北海道 自転車条例

検索





北海道自転車条例

が制定されました(平成30年4月1日施行)

イラスト 池田 新(第2回北のまんが大賞 準大賞受賞者)

北海道自転車条例のポイント

サイクルツーリズムの推進

冷涼で爽やかな気候、素晴らしい景観、交通量が少なく幅の広い道路環境など、サイクルツーリズムの適地として高いポテンシャルを有する北海道の特性や魅力を生かし、観光客が自転車で観光しやすい環境づくりや情報発信などを進めます。



乗車用ヘルメットの着用

- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。転倒したときに衝撃から頭を守ってくれます。
- 事業者の方は従業員等へのヘルメット着用を推奨しましょう。



自転車損害賠償保険等への加入

- 万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 自転車貸付業者等の自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます。(平成30年10月1日～)



夜間はライトを点灯し、自転車の側面には反射器材を付けましょう

- 薄暗くなってきたら、早めにライトを点灯し、自らの安全確保に努めましょう。
- 自転車の前部にライトを装着するだけでなく側面にも反射器材をとりつけましょう。



自動車等運転者は思いやりのある運転を心がけましょう

- 自動車ドライバーは、自転車を追い越す際には自転車との安全な間隔を確保しましょう。



交通ルール・マナーの向上

自転車は**車両**です。ルール・マナーを守って自転車を安全・適正に利用しましょう。



車道の左側を走りましょう



自転車は車道が原則、歩道は例外



信号や標識を守りましょう



交差点での一時停止と安全確認



危険な「ながら運転」はやめましょう

詳しくは、北海道のホームページを！

お問い合わせ

北海道 総合政策部 地域創生局 地域戦略課

北海道 自転車条例

検索

TEL:011-204-5148 FAX:011-232-2743

